（指定の根拠）ルワンダ解放民主勢力（ＦＤＬＲ）は、コンゴ民主共和国領内で活動する最大の外国武装集団の一つである。この団体は、2000年に組織され、以下に詳述されるとおり、コンゴ民主共和国における武力紛争下において、殺害、傷害、性的暴力及び強制移住を含む女性と児童を標的にした重大な国際法違反を行った。

2010年のアムネスティー・インターナショナルのコンゴ民主共和国における人権に関する報告書によれば、ＦＤＬＲはワリカレ地区ブスルグニの96人の市民の殺害に責任がある。被害者のうちの何人かは、自宅で生きたまま焼かれた。

2010年のアムネスティー・インターナショナルのコンゴ民主共和国における人権に関する報告書によれば、2010年６月、あるＮＧＯの医療所は、北キブ州ルベロ地区南部で、ＦＤＬＲを含む武装集団が少女と女性に対して行った強姦件数は、一か月に約60件だったと報告した。

2010年12月20日付けヒューマン・ライツ・ウォッチ（ＨＲＷ）の報告書によれば、ＦＤＬＲが活発に児童を徴兵していたという証拠文書がある。ＨＲＷは、ＦＤＬＲにより強制的に徴兵された14歳の児童を含む18歳未満のコンゴ人の児童が、少なくとも83人いたことを確認した。

2012年１月、ＨＲＷは、ＦＤＬＲ戦闘員がマシシ地区の多くの村を襲撃し、６人の市民を殺害し、２人の女性を強姦し、少なくとも48人を拉致しいまだ消息不明と報告した。2012年６月のＨＲＷの報告書によれば、2012年５月、ＦＤＬＲの戦闘員は南キブ州のカマナンガとルメンジュ、北キブ州のワリカレ地区チャブチャ、同マシシ地区ウフマンドゥの村々において市民を攻撃した。これらの攻撃において、なたとナイフを持ったＦＤＬＲ戦闘員は、多くの児童を含む数十人の市民を切りつけて殺害した。

2012年６月の専門家グループ報告書によれば、ＦＤＬＲは、2011年12月31日から2012年１月４日にかけて、南キブ州の複数の村を攻撃した。国連の調査は、９人の児童及び６人の女性を含む少なくとも33人が、攻撃の間に、生きたまま焼かれたり、首を切り落とされたり、銃撃されたりして殺害されたことを確認した。さらに、一人の女性と一人の少女が強姦された。また、2012年６月の専門家グループ報告書は、国連の調査により、ＦＤＬＲは、2012年５月に南キブ州で５人の女性及び５人の児童を含む少なくとも14人の市民を虐殺したと確認されたことにも言及した。2012年11月の専門家グループ報告書によれば、国連は、2011年12月から2012年９月の間に、少なくとも106件のＦＤＬＲによる性的暴力を記録した。2012年11月の専門家グループの報告書は、国連の調査によれば、ＦＤＬＲは2012年３月10日の夜に、カバレ地区カリンガニャにおいて、一人の未成年を含む７人の女性を強姦したと指摘する。2012年４月10日、ＦＤＬＲは再度その村を攻撃し、同じ女性のうち３人を再度強姦した。また、2012年11月の専門家グループ報告書は、2012年４月６日カレへのブシブワンボンボにおけるＦＤＬＲによる11件の殺害に加え、５月にマシシ地区において行われた５人の未成年及び６人の女性を含む19件の殺害におけるＦＤＬＲの関与についても報告している。

40. M23

（指定の根拠）３月23日運動（M23）はコンゴ民主共和国で活動する武装集団であり、軍事活動に関連した助言、訓練及び支援を含め、武器と関連物資をコンゴ民主共和国領内で受け取っている。複数の目撃者の証言は、M23は、戦闘活動のための物的支援に加え、武器及び弾薬の形で、一般的な軍事物資をルワンダ国防軍（ＲＤＦ）から受け取っていると述べる。

M23は、コンゴ民主共和国における武力紛争下において、殺害、傷害、性的暴力、拉致及び強制移住を含む女性と児童を標的にした重大な国際法違反行為に共謀し、責任を負っている。多くの報告書、調査及び目撃者の証言によれば、M23は、コンゴ民主共和国の様々な地域で、市民の大量殺戮及び女性と児童の強姦の実施に責任がある。複数の報告書は、M23の戦闘員は、もっとも若い８歳の少女を含む女性及び少女に対する46件の強姦を行ったと指摘した。性的暴力の報告に加え、M23は同集団の構成員に加えるため、強制的な児童徴兵活動も広範に実施した。M23は、2012年７月以降、コンゴ民主共和国東部のルツル地区においてだけでも、146人の若者の強制的徴兵を行ったと推計される。被害者の何人かは15歳だった。

M23がコンゴ民主共和国の市民に対し行った残虐行為、強制的徴兵活動及び武器と軍事支援を受けていたことは、当該地域の不安定化及び紛争に劇的に寄与し、その中のいくつかの事例において国際法に違反した。

○外務省告示第五十九号

国際連合安全保障理事会決議第千七百三十七号に基づき設立された同理事会制裁委員会が平成二十四年四月十八日及び十二月二十日に行った決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成十九年外務省告示第九十三号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十五年二月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

別表に次のとおり追加する。

３団体

76. ベヒーネ・トレーディング・カンパニー
Behineh Trading Co.
所在地：Tavakoli Building, Opposite of 15th Alley, Emam-Jomeh Street, Tehran, Iran
イランの西アフリカへの不法な武器移送に主要な役割を果たしたイラン企業であり、武器移送の船積み会社として、決議1747号（2007年）により指定されたカセム・ソレイマニ准将コッツ部隊司令官の指揮下にあるイスラム革命ガード（IRGC）コッツ部隊の代理として行動している。
その他の情報：電話番号：98―919―538―2305，ウェブサイト：http://www.behinehco.ir

77. SADインポート・エクスポート・カンパニー
SAD Import Export Company
所在地：Haftom Tir Square, South Mofte Avenue, Tour Line No3／1, Tehran, Iran. PO Box 1584864813
SADインポート・エクスポート・カンパニーは、決議第1747号（2007年）の５の規定に違反し、指定団体であるパルチン・ケミカル・インダストリーズ及びセブンス・オブ・ティール・インダストリーズを支援している。

78. ヤス・エア
Yas Air
所在地：Mehrabad International Airport, Next to Terminal No.6, Tehran, Iran
ヤス・エアは、決議第1747号(2007年)により指定されたパルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニーによって所有されていたパルス・エアの新しい名称である。ヤス・エアは、決議第1747号（2007年)の５の規定に違反し、パルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニーを支援している。

２個人

42. アズィーム・アーガージャーニー（別称：アズィーム・アドハジャーニー）
Azim Aghajani (a.k.a. : Azim Adhajani)
決議第1747号（2007年）により指定されたコッツ部隊司令官であるカセム・ソレイマニ准将の指揮下にあるイスラム革命ガード（IRGC）コッツ部隊のメンバー。
イランから武器及び関連物資の輸出を禁じた決議第1747号（2007年）の５の規定の違反を手助けした。
その他の情報：国籍：イラン；旅券番号：6620505，9003213。

43. アリ・アクバル・タバタバイ（別称：セイエド・アクバル・タハマセビ）
Ali Akbar Tabatabaei (a.k.a : Sayed Akbar Tahmaesebi)
決議第1747号（2007年）により指定されているコッツ部隊司令官であるカセム・ソレイマニ准将の指揮下にあるイスラム革命ガード（IRGC）コッツ部隊のメンバー。
アリ・アクバル・タバタバイはイランからの武器及び関連物資の輸出を禁じた決議第1747号（2007年）の５の規定の違反を手助けした。
その他の情報：国籍：イラン；生年：1967年。

第明治三十五種郵便物認可
平成三十五年三月三十一日

発行所　〒一〇一―〇〇五四　東京都千代田区神田錦町三丁目一番地
独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）
本号一部　四〇八円（本体三九〇円）
（配送料別）